

### Ⅲ 環境省告示においてC値の範囲の上限値の見直しがあった業種等

化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件（平成28年9月5日環境省告示第80号）抜粋

整理番号	業種その他の区分	C c 等の区分	第7次におけるC値の範囲(大阪湾)		第8次におけるC値の範囲(大阪湾)		県第7次C値	県内該当数	
			下限	上限	下限	上限			
16	野菜漬物製造業	<u>Cco</u>	40	80	40	<u>70</u>	40 <sup>1)</sup>		
		Cci	40	60	40	60	40		
		Ccj	30	40	30	40	30	1	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	<u>Cco</u>	50	90	50	<u>85</u>	50 <sup>1)</sup>		
		Cci	50	60	50	60	50		
		Ccj	30	40	30	40	30		
89	機械すき和紙製造業	<u>Cco</u>	60	80	60	<u>75</u>	60 <sup>1)</sup>		
		Cci	60	80	60	<u>75</u>	60 <sup>1)</sup>		
		Ccj	60	80	60	<u>70</u>	60 <sup>1)</sup>		
	備考	パルプ製造工程を有するものにあつては	Cco	60	110	60	110	60	
			Cci	60	90	60	90	60	
			Ccj	60	80	60	<u>70</u>	60 <sup>1)</sup>	
92	段ボール製造業	Cco	20	60	20	60	20		
		<u>Cci</u>	20	60	20	<u>50</u>	20 <sup>1)</sup>		
		Ccj	15	30	15	30	15		

整理番号	業種その他の区分	C c 等の区分	第7次におけるC値の範囲(大阪湾)		第8次におけるC値の範囲(大阪湾)		県第7次C値	県内該当数
			下限	上限	下限	上限		
115	備考(1) 脂肪族系中間物製造業 青酸誘導品含有排水を排出する工程	<u>Cco</u>	210	540	210	<u>415</u>	210 <sup>1)</sup>	
		Cci	210	220	210	220	210	
		Ccj	190	210	190	210	190	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	<u>Cco</u>	50	100	50	<u>80</u>	50 <sup>1)</sup>	1
		Cci	50	80	50	80	50	
		Ccj	30	40	30	40	30	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	<u>Cco</u>	10	30	10	<u>20</u>	10 <sup>1)</sup>	1
		Cci	10	30	10	<u>20</u>	10 <sup>1)</sup>	3
		Ccj	10	30	10	<u>20</u>	10 <sup>1)</sup>	2
220	病院	<u>Cco</u>	30	60	30	<u>40</u>	30 <sup>1)</sup>	4
		Cci	30	40	30	40	30	3
		Ccj	30	40	30	40	30	4
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	<u>Cco</u>	30	70	30	<u>50</u>	40 <sup>2)</sup>	
		Cci	30	50	30	50	30	
		Ccj	30	50	30	50	30	2

注) 表中のアンダーバー ( ) は見直しがあったC値の区分及び数値

1)、2)は本資料ⅠのP3(1)大阪湾に記載された理由の「下限値に該当するもの」、「該当業種なし」に該当する

整理番号	業種その他の区分	C c 等の区分	第7次におけるC値の範囲(大阪湾)		第8次におけるC値の範囲(大阪湾)		県第7次C値	県内該当数
			下限	上限	下限	上限		
221	備考(1) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のもの	Cco	40	50	40	50	40	
		Cci	30	50	30	<u>45</u>	30 <sup>1)</sup>	
		Ccj	30	50	30	<u>45</u>	30 <sup>1)</sup>	11
	備考(2) (1)のうち昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のもの	Cco	40	50	40	50	50	3
		Cci	40	50	40	50	40	
		Ccj	30	50	30	<u>40</u>	30 <sup>1)</sup>	
222	備考(1) し尿浄化槽(処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のもの	Cco	70	90	70	90	70	2
		Cci	70	90	70	90	70	2
		Ccj	40	80	40	<u>60</u>	40 <sup>1)</sup>	12
223	備考(2) し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)昭和62年6月30日以前に設置されたもの	Cco	40	50	40	50	50	
		Cci	40	50	40	50	40	
		Ccj	20	40	20	<u>30</u>	20 <sup>1)</sup>	
	備考(3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	Cco	10	50	10	50	40	
		Cci	10	50	10	<u>40</u>	30 <sup>2)</sup>	
		Ccj	10	40	10	40	20	1

注) 表中のアンダーバー (   ) は見直しがあったC値の区分及び数値

1)、2)は本資料 I の P 3 (1) 大阪湾に記載された理由の「下限値に該当するもの」、「該当業種なし」に該当する

## 県が独自に設定している環境省告示に基づく業種その他の区分

ア)	排水量による区分	COD	現行の総量規制基準(平成19年兵庫県告示第733号)及び水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例(以下「上乗せ条例」)の排水量区分を勘案し、清涼飲料製造業(41)、繊維工業(61)、無機化学工業製品製造業(108)、有機化学工業製品製造業(122)、及び金属製品製造業(202)の5業種については、排水量の規模により細区分を設定。
		窒素りん	現行の排水量区分を考慮し、し尿浄化槽(221)については、排水量の規模により細区分を設定。
イ)	設置年月日による区分	COD	清酒製造業(44)については、上乗せ条例の既設・新設事業場の区分を勘案して、特定事業場となった日付により細区分を設定。
ウ)	処理方法による区分	全項目	し尿浄化槽(222)については、建築基準法に基づく構造基準によりその放流水質が左右されるため、単独処理と合併処理により細区分。
エ)	特殊排水を処理する下水道に係る区分	COD	下水道業(209)のうち、皮革排水等が流入し、難分解性CODの処理が困難な終末処理場については、処理技術水準に応じて細区分を設定。
オ)	他に分類されないものに係る区分	全項目	他に分類されないもの(232)については、業種や排水により水質が異なるので、他に分類されない食料品製造業、その他の製造業、鉄道業、水道業、指定地域内事業場のし尿又は雑排水及びそれら以外のものの6業種区分に細区分を設定。